

第二章 業務の概要と実績

（総務課）

総務課は、北海道厚生局の総務事務（庶務、会計、人事等）のほか、保有する行政文書等の開示に係る事務や、北海道厚生局が保有する国有財産の管理・売却を行っています。

1. 行政文書開示請求

（1）概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

（2）実績

業 務 内 容	実 績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開示請求件数	29	36	47
開 示 件 数	31	31	38

※ 各年度の開示請求件数及び開示件数は、当該年度に受け付けた件数及び開示決定した件数

2. 保有個人情報開示請求

（1）概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

（2）実績

業 務 内 容	実 績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開示請求件数	1	3	2
開 示 件 数	0	3	3

※ 各年度の開示請求件数及び開示件数は、当該年度に受け付けた件数及び開示決定した件数

3. 国有財産の管理・売却

平成 21 年 12 月末をもって社会保険庁が廃止されたことに伴い、それまで同庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった道内 33 物件の管理・売却事務を北海道厚生局が引き継ぎました。

また、平成 29 年度以降に、日本年金機構から不要財産として厚生労働省年金局に国庫納付された道内 11 物件の管理・売却事務を引き継ぐこととなりました。

これらについては、これまで 39 物件を『一般競争入札』等の方法で売却しました。

令和6年度末時点で売却に至っていない5物件については、年金財政に資するため、適切な維持管理を行うとともに北海道財務局の協力を得ながら、引き続き売却を進めます。

（北海道厚生局ホームページ（国有財産の特設ページ）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/nenkin_kanri/kokuzai-tokusetsu.html

【北海道厚生局が管理する国有財産】 令和6年度末現在

旭川市	旭川市春光4条3丁目 242 番 19（土地・建物）
岩見沢市	岩見沢市日の出2丁目 219 番（土地・建物）
札幌市	札幌市豊平区中の島一条9丁目7番1（土地・建物）
函館市	函館市栄町6－4,5（土地・建物）
留萌市	留萌市沖見町3丁目 63 番（土地・建物）

※ 物件所在地は地番表記です。

【令和6年度末までの売却実績】

（単位：件）

売却方式	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
一般競争入札	0	1	7	2	1	0	0	0	2	0	1	2	0	1	1	1	19
先着順による随意契約（入札後）	0	0	4	10	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	18
その他（※）	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	0	3	11	12	2	0	0	0	2	0	1	2	2	1	2	1	39

（※）公共の目的に使用する（用途指定）目的で随意契約により売却したもの。

《国有財産売却事務の北海道財務局への委任について》

平成25年度から、売却事務（一般競争入札等の手続きなど）については、国有財産の売却に関するノウハウを有する北海道財務局へ委任しています。

(企画調整課)

企画調整課は、北海道厚生局の所掌事務に関する総合的な企画・立案や政策の実施に関する総合調整、北海道地方社会保険医療協議会の庶務に関する業務などを行っています。

4. 北海道地方社会保険医療協議会の運営に関する業務

(1) 概 要

北海道地方社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）は、社会保険医療協議会法（以下「法」という。）に基づき、北海道厚生局に設置された機関です。

協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、北海道厚生局長の諮問に依りて審議を行っています。

保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて審議する「総会」と、保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の審議事項を除く。）について審議する「部会」で構成されています。協議会は、法第3条第1項により20人の委員で構成されており、「総会」は20人全委員、「部会」は8人の委員で審議しています。

なお、会長及び部会長は公益委員の中から選出されます。北海道厚生局では、「総会」の運営を企画調整課が行い、「部会」の運営を医療課が行っています。

また、委員の任期は2年とされ、1年ごとにその半数を任命することとされており、この委員改選の調整及び任命手続き等を企画調整課で行っています。

(2) 実 績

① 総会

令和6年度は1回開催し、結果は次のとおりです。

○令和6年度 総会の審議状況 (単位：回)

審議事項	件 数			
	医科	歯科	薬局	合計
指定の取消	0	1	0	1
登録の取消	0	1	0	1

② 部会

令和6年度は毎月書面で審議し、その結果は次のとおりです。

○令和6年度 部会の審議状況 (単位：機関)

新 規 指 定				指 定 更 新				総 計			
医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
155	75	145	375	476	474	332	1,282	631	549	477	1,657

5. 国民の皆様からの「ご意見・ご要望」等に関する業務

(1) 概 要

厚生行政に関して、北海道厚生局のホームページを活用し、国民の皆様から「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を募集しています。

(2) 業務内容

国民の皆様からホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を受け付け、北海道厚生局内の担当部署へ回送しています。

なお、「お問い合わせ（ご質問）」は、ご質問をいただいた方に対して速やかに回答するとともに、「ご意見・ご要望」については、今後の業務改善等の参考とさせていただいています。

(3) 実 績

令和6年度中にホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の件数は以下のとおりです。

内 容	件 数
ご意見・ご要望	32
お問い合わせ（ご質問）	212

6. 「国民の皆様の声」に関する業務

(1) 概 要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生行政の政策改善につながるきっかけとなることから、厚生労働本省の担当部局へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」の主なものについては、厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

(2) 業務内容

北海道厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、「国民の皆様の声」の内容を所管する厚生労働本省の担当部局へ報告しています。

(3) 実 績

令和6年度中に北海道厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、厚生労働本省の担当部局へ報告した件数は以下のとおりです。

「国民の皆様の声」を連絡した部局 〔厚生労働本省〕	件 数
年 金 局	1
老 健 局	1
保 険 局	2

7. 公益通報に関する業務

(1) 制度概要

「公益通報者保護法」に基づき、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものです。

※「公益通報者保護法」は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 業務内容

北海道厚生局に設置された公益通報窓口に寄せられる内部職員及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っています。

また、受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、通報対象事実があると認められる場合には、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じています。

8. 職員研修の企画及び実施に関する業務

厚生行政に関して、職員一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるように、局内横断的な課題に対する研修や服務・倫理など職員としての基礎的な知識を得るための研修等を企画・実施し、職員の資質の向上を図っています。

・令和6年度職員研修等実施実績

実施日	研修名
令和6年 4月 3日	新規採用職員オリエンテーション&電話・メール基礎研修
令和6年 5月 8日 令和6年 5月 13日	局内業務別研修
令和6年 6月 24日～ 令和6年 7月 5日	部下指導研修（オンラインで実施）
令和6年 7月 26日	福祉施設実践型研修
令和6年 9月 9日	交通安全研修
令和6年 10月 21日	プレゼンテーション研修
令和6年 11月 18日	救急研修
令和6年 12月	国家公務員倫理研修（オンラインで実施）
令和7年 1月 20日～ 令和7年 1月 31日	タイムマネジメント研修（オンラインで実施）
令和7年 2月 17日	障害者差別解消法研修

9. 広報活動に関する業務

(1) 概 要

北海道厚生局が取り組んでいる施策等について、国民に対してより身近に分かりやすく伝えることを目的として、令和2年度から北海道厚生局 YouTube 公式チャンネルを開設しました。

(2) 令和6年度掲載動画

- ・北海道厚生局業務紹介動画
- ・令和5年度老人健康増進事業成果報告会
- ・国民年金等事務費交付金の概要及び令和5年度決算報告書の作成方法について
- ・インセンティブ交付金の概要等
- ・令和7年度評価指標（市町村分）該当状況調査票の作成に当たって
- ・評価指標に係る該当状況調査票確認時の留意事項について
- ・北海道移動支援セミナー

北海道厚生局YouTube 公式チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCcEk_R_L0muz2Qg6N-UdFwQA



（年金管理課）

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、徴収・収納職員、厚生年金保険料等の納付の猶予、立入検査等）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱・解嘱及び大臣表彰に関する業務、市町村に交付する国民年金等事務費交付金に係る審査業務、学生納付特例事務法人の指定等に関する業務、保険料納付確認団体の指定等に関する業務を担当しています。

10. 日本年金機構に対する認可・許可等

政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業については、日本年金機構（以下「機構」※1といます。）が、加入指導や保険料徴収、年金受給や年金記録に関する相談、年金給付の支給業務等の公的年金に係る一連の運営事務を担っています。

年金管理課では、機構が加入指導や保険料徴収を行う際に必要な認可・許可等を行っています。

（1）機構の徴収職員、収納職員の認可

厚生年金保険・健康保険等（以下「厚生年金保険等」といいます。）に加入している事業所の従業員（被保険者）の保険料は、被保険者と事業主がそれぞれ折半で負担し、事業主がまとめて納付しています。また、厚生年金保険に加入していない20歳以上の自営業者や学生は、国民年金に加入し、被保険者自身で保険料を納付しています。そして、これらの保険料や子ども・子育て拠出金（全額事業主負担、以下これらを併せて「保険料等」といいます。）が納付されない場合の滞納処分（財産調査や差押等）については、機構の「徴収職員」に、それらの保険料の収納事務については、機構の「収納職員」に行わせることが社会保険各法令で定められています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、その認可の権限は地方厚生局長に委任されています。

年金管理課では、機構から年金事務所に配置する「徴収職員」及び「収納職員」の任命についての認可申請があった際に、当該申請の内容を審査し、認可を行っています。

（2）保険料等の滞納処分に係る認可

保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所、国民年金の被保険者やその連帯納付義務者（世帯主及び配偶者）に対し、滞納処分を行う場合は、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、その認可の権限は地方厚生局長に委任されています。

年金管理課では、機構本部（通常分※2）又は各年金事務所（緊急分※3）から認可申請があった際に、当該申請の内容を審査し、認可を行っています。

※1 日本年金機構は、本部を東京に置く非公務員型の公法人（特殊法人）です。全国に年金事務所を312か所設置しており、そのうち北海道には16年金事務所が設置されています。

※2 機構本部にて各年金事務所の滞納処分を行う対象をとりまとめ、定期的に提出される認可申請。

※3 事業の廃止や破産など、緊急な対応を行う必要がある際に、年金事務所から個別に提出される認可申請。

(3) 機構が行う立入検査等に係る認可

機構が行う、厚生年金保険等に未加入の法人事業所や、従業員 5 人以上の個人事業主（一部の業種を除く。）に対する加入指導・立入検査若しくは事業主からの各種届出内容などを確認する事業所の調査（以下「立入検査等」といいます。）又は厚生年金保険・国民年金の被保険者及び受給権者に対する調査については、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、その認可の権限は地方厚生局長に委任されています。

年金管理課では、機構本部から認可申請があった際に、当該申請の内容を審査し、認可を行っています。

令和2年度から令和6年度までの間に機構に対して認可した実績件数は次のとおりです。

① 徴収職員、収納職員の認可

（単位：認可件数）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
徴収職員	27	41	48	39	35
収納職員	26	33	47	32	28
計	53	74	95	71	63

② 滞納処分に係る認可

(1) 厚生年金保険	(単位：認可件数)				
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通 常 分	39,956	70,182	59,121	50,437	56,687
緊 急 分	26	1,088	41	43	21
計	39,982	71,270	59,162	50,480	56,708

(2) 国民年金	(単位：認可件数)				
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通 常 分	0	0	4,097	3,173	3,147
緊 急 分	15	5	4	6	1
計	15	5	4,101	3,179	3,148

③ 立入検査等に係る認可

(1) 事業所への立入検査等		(単位：認可件数)				
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
適用事業所分	20,017	28,851	26,572	28,254	24,724	
未加入事業所分	2,391	2,840	2,415	4,035	3,378	
計	22,408	31,691	28,987	32,289	28,102	

(2) 被保険者・受給権者への調査		(単位：認可件数)				
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
被保険者分	0	0	0	0	0	
受給権者分	0	0	2	5	6	
計	0	0	2	5	6	

(4) 厚生年金保険料等の納付の猶予

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第 46 条の規定により、厚生年金保険料等の納付義務者（事業主）が災害により相当な損失を受けた場合やその他一時的に保険料を納付することができない理由がある場合に、納付義務者はその保険料の納付の猶予を申請することができます。

当該申請は、機構を経由して地方厚生局に提出することとされており、年金管理課では当該申請の内容を審査し、許可等を行っています。

なお、これまでの申請は、平成 29 年度の 1 件については不許可、令和 4 年度の 1 件については許可を行っています。

11. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務

厚生労働省や機構が行う国民年金等の事務の一部については、次のとおり市町村において実施しており、この事務に要する費用については、地方厚生局長が市町村からの申請の内容を審査し、厚生労働大臣が交付することとされています。

年金管理課では、市町村からの当該申請に係る審査業務を行っています。

(1) 厚生労働省が行う事務の一部について、法律により市町村が行うこととされている事務（法定受託事務）に対する費用の交付

基礎年金、福祉年金及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法律により法定受託事務として市町村が行っています。法定受託事務に要する費用は、市町村の申請に基づき厚生労働大臣が交付しています。

(2) 国民年金事務に関して市町村の協力や連携の下に実施した事務に対する費用の交付

法定受託事務以外の国民年金に関する相談などについては、受給者・被保険者に対するサービス低下を来さないよう市町村が厚生労働省や機構に対して協力・連携の下に事務を行っています。その事務に要する費用について、市町村の申請に基づき厚生労働大臣が交付しています。

令和 2 年度から令和 6 年度までに申請に基づき市町村に交付した実績額は次のとおりです。

（単位：千円）

	市町村数	①法定受託事務	②協力・連携事務	合 計
令和 2 年度	179	1,081,855	286,052	1,367,908
令和 3 年度	179	1,084,361	247,554	1,331,915
令和 4 年度	179	1,092,570	232,192	1,324,762
令和 5 年度	179	1,096,050	227,091	1,323,141
令和 6 年度	179	1,075,554	212,312	1,287,866

※ 令和 6 年度は決算未了のため、金額に変更が生じる場合があります。

12. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、令和元年10月から制度が開始されました。

厚生労働省や機構が行う年金生活者支援給付金の支給に係る事務の一部については、次のとおり市町村において実施しており、この事務に要する費用については、地方厚生局長が市町村からの申請の内容を審査し、厚生労働大臣が交付することとされています。

年金管理課では、市町村からの当該申請に係る審査業務を行っています。

（1）厚生労働省が行う事務の一部について、法律により市町村が行うこととされている事務（法定受託事務）に対する費用の交付

年金生活者支援給付金の支給に係る事務の一部は、法律により法定受託事務として市町村が行っています。法定受託事務に要する費用は、市町村の申請に基づき厚生労働大臣が交付しています。

（2）年金生活者支援給付金に関して市町村の協力や連携の下に実施した事務に対する費用の交付

法定受託事務以外の年金生活者支援給付金に関する相談などについては、市町村が厚生労働省や機構に対して協力・連携の下に事務を行っています。その事務に要する費用について、市町村の申請に基づき厚生労働大臣が交付しています。

令和4年度から令和6年度までに申請に基づき市町村に交付した実績額は次のとおりです。

（単位：千円）

	市町村数	② 法定受託事務	②協力・連携事務	合 計
令和4年度	177	32,018	2,812	34,830
令和5年度	176	43,922	2,847	46,769
令和6年度	177	31,677	3,183	34,860

※ 令和6年度は決算未了のため、金額に変更が生じる場合があります。

13. 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定

（1）学生納付特例事務法人の指定

20歳以上の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校などの学生・生徒（以下「学生等」といいます。）は、国民年金に加入し、保険料を納付する義務がありますが、安定した収入がない場合が多いことから、学生等である期間の保険料の納付が10年間猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

この制度を利用するには、学生等である期間中の毎年度、居住する市町村や年金事務所へ申請を行う必要がありますので、できる限り申請しやすい環境を整備し、老後の年金や不慮の事故・病気などで障害を負った際の障害年金などの受給権を確保する観点から、「学生納付特例事務法人制度」が設けられました。大学や教育施設など（以下「大学等」といいます。）が「学生納付特例事務法人」の

指定（国又は地方公共団体が設置する教育施設の場合は「確認」）を受けることで、学生等からの申請を代行することができます。この指定・確認の権限は、厚生労働大臣から地方厚生局長に委任されています。

年金管理課では、当該制度の普及に努め、当該申請の受付、申請内容を審査の上、学生納付特例事務法人の指定・確認及びその取消しを行っています。令和7年3月末時点で、35法人の指定・確認を行っています。

※ 北海道内で学生納付特例事務法人の指定を受けている大学等は、第三章21をご覧ください。

（２）保険料納付確認団体の指定

「保険料納付確認団体制度」は、同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体などが、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、本人に代わって保険料の納付状況を確認することができる制度です。

この制度は、構成員へ保険料納付状況を通知するとともに、未納であれば、自主的な納付の促進をすることにより、構成員の年金受給権の確保を図る観点から設けられました。

令和7年3月末時点で、次の1団体を指定しています。

団 体 名	所在地	指定年月日
北海道社会保険労務士会	札幌市中央区	平成20年5月19日

14. 社会保険労務士の指導・監督

年金管理課では、「社会保険労務士法」に基づく社会保険労務士等の業務の適正な運営を確保するため、厚生労働大臣から委任を受けて指導、監督等を行っています。その内容は次のとおりです。

- ・ 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告の徴収及び検査
- ・ 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ・ 社会保険労務士会の総会決議の取消し及び役員解任の命令
- ・ 社会保険労務士会に対する報告の徴収、勧告及び調査
- ・ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告の受理
- ・ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞の実施
- ・ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力

令和7年3月末時点での北海道内の社会保険労務士の会員数は107法人、1,350人です。

15. 年金委員の委嘱等

年金委員は、機構が行っている厚生年金保険や国民年金の適用、給付、保険料などについて、会社や地域において啓発、相談及び助言などの自主的な活動を行うほか、機構の業務への協力などを無報酬で行う奉仕的な民間協力員として、厚生労働大臣が委嘱しています。

年金管理課では、事業所及び市町村などから機構を通じて年金委員に推薦された方の審査、委嘱状・解嘱状及び年金委員証明書の発行、年金委員名簿の管理などを行っています。

年金委員は活動する領域により次の二つに区分されています。

(1)「職域型」の年金委員

- ・厚生年金保険の適用事業所ごとに事業主からの推薦により、委嘱しています。
- ・委嘱数は常時 300 人未満の被保険者を使用する適用事業所にあつては 1 名以上、常時 300 人以上の被保険者を使用する適用事業所にあつては 2 名以上としており、任期はありません。

(2)「地域型」の年金委員

- ・市町村又は各種団体からの推薦により委嘱しており、任期は 3 年です。

(3) 委嘱数

令和 2 年度から令和 6 年度までの各年度末現在の年金委員委嘱数の推移は次のとおりです。

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
職域型	4,444	4,807	5,079	5,240	5,452
地域型	327	364	403	414	393
計	4,771	5,171	5,482	5,654	5,845

(4) 年金委員功労者厚生労働大臣表彰

① 概要

年金委員として、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いること及び政府管掌年金事業の一層の推進を図るため、厚生労働大臣が表彰状を授与するものです。

② 根拠法令等

年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実施について

(平成 25 年 6 月 28 日付け年発 0628 第 2 号厚生労働省年金局長通知)

③ 実績

令和 6 年度北海道管内の受賞者数 3 人

(年金審査課)

年金審査課は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する事務・調査、北海道地方年金記録訂正審議会の運営などを行っています。

16. 年金記録の訂正請求に関する業務

(1) 年金記録の訂正請求とは

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

そのため、年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を国に請求することができ、これを年金記録の「訂正請求」といいます。

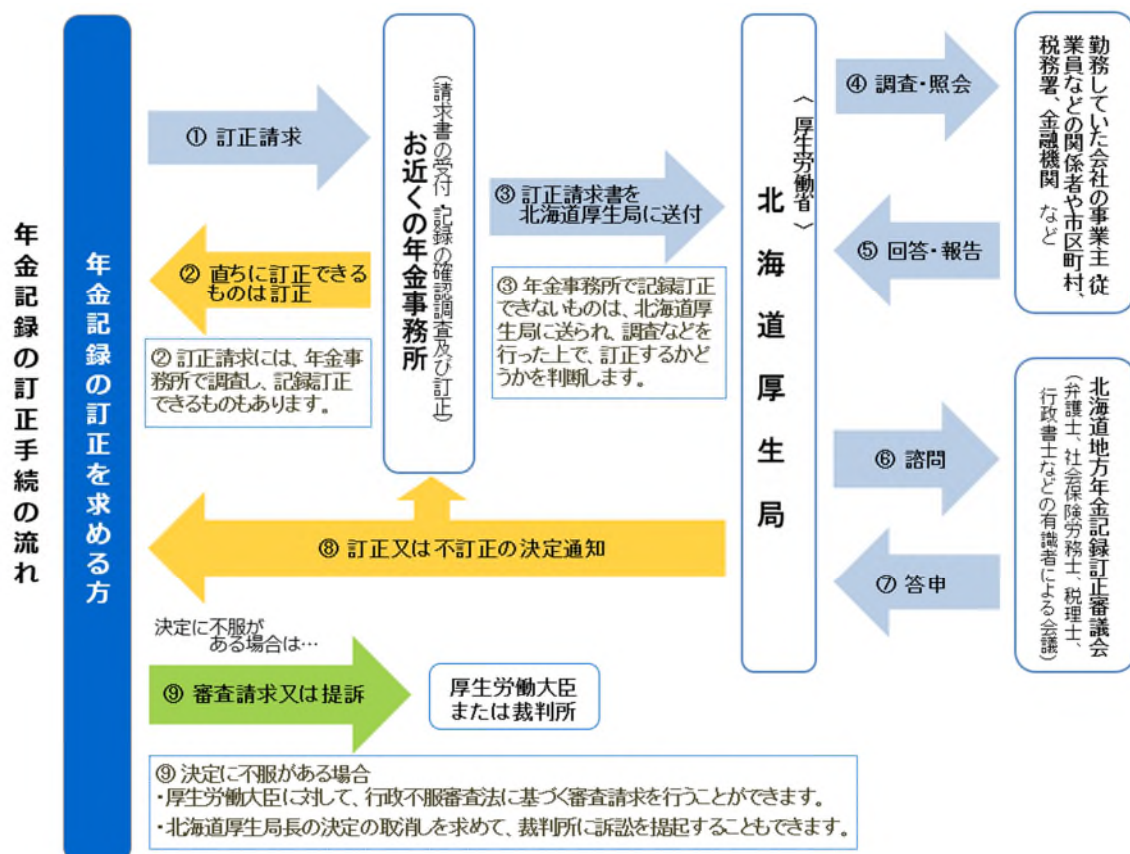
(2) 年金記録の訂正手続の流れ

訂正請求を受けた北海道厚生局は、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、有識者で構成されている北海道地方年金記録訂正審議会※に諮問します。

審議会の答申を経て、北海道厚生局長は年金記録の訂正又は不訂正の決定をします。既に年金を受け取っている方の年金記録が訂正決定された場合は、訂正後の年金記録に基づき年金額を変更します。

※北海道地方年金記録訂正審議会

北海道地方年金記録訂正審議会は、厚生労働省組織令第153条の2第1項の規定に基づき北海道厚生局に設置された機関です。審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と、個別の訂正請求事案を審議する「部会」があります。地方年金記録訂正審議会規則第3条の規定に基づき任命された有識者の審議会委員が部会を構成し、中立的な立場で年金記録の訂正の可否を審議しています。



(3) 年金記録訂正処理状況

○令和6年度

区 分	訂正請求 受付件数 ※	処分通知済件数		取下げ、 終了又は 機構返戻	調査中 (次年度 繰り越し)	
		内 訳				
厚生年金保険	(33) 86	66	訂正（一部訂正含む。）	52	10	10
			不訂正	14		
			却下	0		
国民年金	(3) 9	8	訂正（一部訂正含む。）	0	0	1
			不訂正	8		
			却下	0		
合 計	(36) 95	74	訂正（一部訂正含む。）	52	10	11
			不訂正	22		
			却下	0		

※ 訂正請求受付件数は、()内の令和5年度以前に受付して令和6年度に繰り越した件数を含む。

（健康福祉課）

健康福祉課は、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱等に関する業務、各種補助金等の交付に関する業務、各種養成施設の指定及び監督等に関する業務等を行っています。

17. 三種病原体等の所持施設の監督

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、生物テロに使用されるおそれのある病原体及び毒素（以下「病原体等」という。）については、病原性や国民の生命及び健康に与える影響等に応じて一種から四種に分類され、病原体等の所持等に係る基準を設けています。

北海道厚生局では、北海道内に所在する三種病原体等の所持者からの所持等の届出の受付業務及び三種病原体等所持施設への立入検査による基準の遵守状況の確認業務を行っています。

所持等の届出書の受理等の実績

（単位：件）

	令和6年度
病原体等所持者からの所持届出書の受理	0
病原体等所持者からの変更届出書の受理	1
病原体等所持施設立入検査	1

18. 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並びに表彰

民生委員は、民生委員法の規定に基づき、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。）の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等の関係行政機関に対する協力業務や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員は、児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童福祉司や社会福祉主事の行う職務への協力をを行っています。

また、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する援助及び協力を行う者として、厚生労働大臣は児童委員の中から主任児童委員を指名しています。

北海道厚生局では、北海道における民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱・解嘱等の状況（令和7年3月31日現在）

（単位：人）

	令和6年度
民生委員・児童委員数	12,217
民生委員・児童委員の委嘱	249
民生委員・児童委員の解嘱	290
主任児童委員の指名	24
厚生労働大臣表彰状の授与	68
厚生労働大臣感謝状の授与	141

19. 生活保護の医療扶助適正実施に関する確認調査

北海道厚生局では、北海道及び指定都市、中核市の札幌市、旭川市、函館市に対し、医療扶助が適正に行われるよう自立支援給付の適切な適用等について確認調査を行っています。

具体的には、自立支援給付の適切な適用、向精神薬の重複処方の改善、指定医療機関に対する指導・検査について、取組状況や向精神薬の多重処方者への対応等について確認をしています。

生活保護の医療扶助適正実施の確認調査実績 (単位：件)

	令和6年度
調査実績	4

20. 生活保護法指定医療機関に対する指導

生活保護医療の給付が適切に行われるよう制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図るため、北海道厚生局では、生活保護法指定医療機関に対し、地方自治体との共同指導を行っています。

生活保護法指定医療機関に対する指導実績 (単位：件)

	令和6年度
指導実績	1

21. 児童扶養手当の支給事務に関する確認調査

北海道厚生局では、北海道及び管内の市に対し、市等で行っている児童扶養手当の支給事務が適正に行われるようヒアリングや関係書類の閲覧により確認調査をしています。

具体的には、事務処理体制、各種届出に係る事務処理の状況等について確認をしています。

児童扶養手当の支給事務に関する確認調査実績 (単位：件)

	令和6年度
調査実績	6

22. 補助金等の交付に関する業務

施設整備等に係る補助金や交付金等について、地方公共団体等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金は、査定官が被災地へ赴き被害を受けた施設を査定し、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

施設整備等に係るもの

補助金等名	交付目的	件数及び交付金額	
		令和6年度	
		件数	金額（千円）
保健衛生施設等施設整備費国庫補助金	都道府県等の医療機関等の施設整備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上を図る。	0	0
保健衛生施設等設備整備費国庫補助金	都道府県等の医療機関等の設備整備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上を図る。	11	35,344
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた保健衛生施設等の災害復旧事業に要する費用の一部を補助する。	0	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）	都道府県及び市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費を交付することにより、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化を図る。	28	198,920
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を交付することにより次世代育成支援を推進する。	15	470,594
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	生活保護法、児童福祉法、障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。	14	641,074
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧事業に要する費用の一部を補助する。	0	0
就学前教育・保育施設整備交付金	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所又は乳児等通園支援事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部を交付することにより、こどもを安心して育てることができる体制の整備を促進する。	32	3,101,158
子ども・子育て支援施設整備交付金	市町村が子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図る。	28	262,364

義務的経費に係るもの

補助金等名	交付目的	件数及び交付金額	
		令和6年度	
		件数	金額（千円）
結核医療費国庫負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、公共の福祉の増進を図る。	5	45,614
結核医療費国庫補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、公共の福祉の増進を図る。	5	3,996
原爆被爆者健康診断交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。	1	4,926
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図る。	1	105,510
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。	1	6,363
児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父や母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図る。	36	7,424,512
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県等が特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて行う特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付することにより、円滑な運営を図る。	178	64,158
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を持つ者の福祉の増進を図る。	36	1,560,881
女性支援費国庫負担金及び国庫補助金	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。	1	58,820
児童入所施設措置費等国庫負担金	都道府県等が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。	34	6,182,849
子どものための教育・保育給付交付金	子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援する。	149	59,420,278
子どものための教育・保育給付費補助金	子ども・子育て支援法附則第14条第3項の規定に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。	0	0
子育てのための施設等利用給付交付金	子ども・子育て支援法第68条第2項の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援するとともに、子どもの保護者の経済的負担を軽減する。	120	1,243,044
子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。	175	7,308,348

23. 財産処分に係る業務

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す等の処分を行う場合、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

北海道厚生局では、管内自治体から提出された財産処分承認申請書の審査、承認及び報告（包括承認事項）の受理等を行っています。

財産処分承認申請等の実績

（単位：件）

	令和6年度
財産処分承認申請件数	15
包括承認（報告）件数	2

24. 各養成施設等の指定及び監督等に関する業務

北海道厚生局では、以下の国家資格又は国家試験の受験資格を付与する養成施設等の指定及び監督等に関する業務を行っています。

（１）養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格が得られるもの

生活衛生分野 … 栄養士

福祉分野 … 介護福祉士※

※ 令和9年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格することが介護福祉士の資格取得の要件となります。

（２）養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの

医療分野 … あん摩マッサージ指圧師

生活衛生分野 … 管理栄養士

福祉分野 … 社会福祉士、精神保健福祉士

令和6年度の各養成施設等に係る指定、変更承認、変更届等の受理件数、指導調査件数は、次頁の表のとおりです。なお、精神保健福祉士学校については、令和6年度末現在、北海道厚生局の所管となるものではありません。

※ 管内の養成施設等の数や名称等は、第三章6をご参照ください。

北海道厚生局では、養成施設等における指定規則等の遵守状況を確認するとともに、併せて指導や助言を行うことにより、適正な運営の推進を図ることを目的として、所管する全ての養成施設等に対して定期的に実地における指導調査を行っています。

あわせて、養成施設等が遵守状況を点検できるよう、自己点検表を北海道厚生局ホームページに掲載し、養成施設等自身による自己点検を奨励しています。

令和6年度 各養成施設等に係る指定、変更承認、指導調査等の件数 (単位：件)

養成種別		新規指定	変更承認	変更届出	指定取消 廃止承認	指導調査
1	あん摩マッサージ指圧師養成施設	0	0	1	0	0
2	栄養士養成施設	0	6	1	0	1
3	管理栄養士養成施設	0	4	1	0	1
4	社会福祉士学校	0	0	1	0	0
5	介護福祉士養成施設等	0	1	29	0	2
	介護福祉士学校	0	0	13	0	0
	福祉系高等学校等	0	1	16	0	2
	介護福祉士実務者学校	0	0	0	0	0
合計		0	11	33	0	4

25. 福祉系大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する業務

社会福祉士及び介護福祉士法では、社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする方について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続きを省略できるよう、福祉系大学等において開講する社会福祉に関する科目について国による事前の確認を受けることができることになっており、北海道厚生局では、当該科目の確認を行っています。

令和6年度 科目の確認等の実績

(単位：件)

科目の確認（新規）	変更届出の受理	確認の取消
0	25	0

(医事課)

医事課は、医療という幅広い分野において、医師・歯科医師の育成に関わる臨床研修、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を目的とした医療観察法に関する業務、医療の質と安全性の向上に関する取組の普及啓発、特殊な医薬品等の製造業の許可・監視業務、行政処分を受けた医師又は歯科医師の再教育に関する業務、再生医療等安全性確保法に基づく届出受理等に関する業務、看護師の特定行為研修を行う施設の指定業務、臨床研究法に基づく届出受理等に関する業務、地域医療構想の実現に向けた業務、医師少数区域等で勤務した医師の認定に関する業務等を行っています。

26. 医師と歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

「医師法第16条の2第1項」に基づき診療に従事しようとする医師は2年以上、「歯科医師法第16条の2第1項」に基づき診療に従事しようとする歯科医師は1年以上、指定を受けた病院(施設)が作成した研修プログラムに沿って臨床研修を受ける必要があります。

北海道厚生局では、歯科医師臨床研修に係る研修プログラム(新規指定・変更)の内容等の審査、臨床研修施設に対する実地調査を実施するとともに、医師臨床研修に係る臨床研修病院への補助金の交付手続き、制度の円滑な実施を図るため「北海道ブロック臨床研修制度協議会」を設置し、効果的な研修が実施されるよう業務を行っています。

◎医師・歯科医師臨床研修病院等の状況(令和7年3月31日現在)

臨床病院区分	医科	歯科
大学病院	3	4
基幹型臨床研修病院	54	
単独型臨床研修施設		9
管理型臨床研修施設		7
合 計	57	20

※基幹型臨床研修病院：(医師)他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行う病院

単独型臨床研修施設：(歯科)単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設

管理型臨床研修施設：(歯科)他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理する施設

◎道内の臨床研修病院における臨床研修医の採用者数（医師）

（単位：人）

	令和4年度 翌年度4月1日採用	令和5年度 翌年度4月1日採用	令和6年度 翌年度4月1日採用
道内の3医育大学※卒業生数	347	359	331
道内の3医育大学※卒業生の道内採用者数…①	221	224	209
その他（道外及び過年度卒業生等による採用者数）…②	114	121	121
道内の臨床研修病院における採用（予定）者 ①+②	335	345	330

※ 北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学

◎道内の臨床研修施設における臨床研修医の採用者数（歯科医師）

（単位：人）

	令和4年度 翌年度4月1日採用	令和5年度 翌年度4月1日採用	令和6年度 翌年度4月1日採用
道内の大学歯学部※卒業生数	111	88	94
道内の大学歯学部※卒業生の道内採用者数…①	52	43	54
その他（道外及び過年度卒業生等による採用者数）…②	28	31	22
道内の臨床研修施設における採用（予定）者 ①+②	80	74	76

※ 北海道大学、北海道医療大学

（2）令和6年度の業務実績

業 務 内 容	医 科	歯 科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	289 人	76 人
臨床研修施設新規指定		1 件
研修プログラム追加・変更		24 件
臨床研修施設実地調査		3 件

◎医師臨床研修の啓発に係る活動

「医学生のための臨床研修制度説明会」の開催

【第1回目】

開 催 日 令和6年4月21日（日）
 開催方法 現地開催（札幌パークホテル）
 参加機関 60 機関
 来場者数 232 名

【第2回目】

令和6年11月17日（日）
 オンライン（ZOOM 使用）
 27 機関
 29 名

◎医師臨床研修費補助金の交付

補助金申請病院 : 55 件
 交付決定額合計 : 464,977 千円

27. 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等

(1) 制度の概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様な他害行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」が平成17年7月に施行されました。

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対しての処遇が定められたものです。

(2) 業務内容

北海道厚生局においては、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。

また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成について、北海道厚生局が担っています。

(3) 実績

	令和6年度
精神保健判定医及び精神保健参与員候補者の名簿登載（令和7年名簿）	84人
指定通院医療機関の指定	0件
指定入院医療機関の選定及び移送	5件
指定通院医療機関の選定	0件
指定入院医療機関一般指導監査	1件
指定通院医療機関一般指導監査	5件
医療観察診療報酬の審査及び支払	752件

その他、法施行に際し、制度の円滑な運用のために、厚生労働本省、北海道庁担当部局、地方裁判所、保護観察所、指定医療機関等の関係機関と打合せを行っています。

心神喪失者等医療観察法についての情報は、以下に掲載しています。

北海道厚生局ホームページ内リンク先：医事課（心神喪失者等医療観察法）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/bu_ka/iji/shinshin.html

28. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

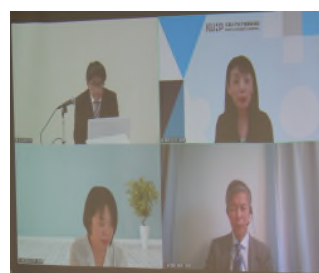
北海道厚生局では、医療安全に関する知識の習得・資質向上、とりわけ各医療機関における現状の課題を共有することを目的として、管内医療機関の管理者、医療安全担当者等を対象に「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

(2) 実績

参加者への負担が少ないオンライン（ZOOM ウェビナー利用）を活用し「医療安全に関するワークショップ」を開催しました。

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療安全に関するワークショップ参加者数	241	320	336



医療安全に関するワークショップの様子（オンライン開催時）

29. 医薬品等の製造業の許可等に関する業務

(1) 概要

医薬品等を業として製造するためには、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）に基づき、製造所ごとに厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を取得する必要があります。

北海道厚生局では、厚生労働大臣の権限とされている一部の医薬品等（※）の製造業に係る許可や、届出等の審査を行っています。

※ 一部の医薬品等

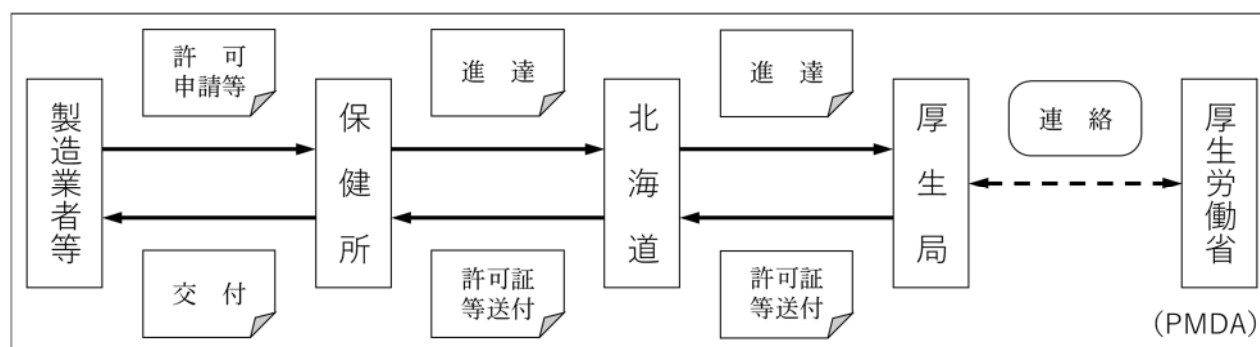
ア 生物学的製剤 イ 放射性医薬品 ウ 国家検定医薬品
エ 遺伝子組換え技術応用医薬品 オ 細胞培養技術応用医薬品 カ 細胞組織医薬品
キ 特定生物由来製品医薬品 ク 再生医療等製品

(2) 実績

（単位：件）

業 務 内 容	実 績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
製造業の許可	0	0	0
製造業の許可更新（5年ごと）	3	1	1
製造品目追加（変更）許可	0	0	0
製造管理者の承認	1	0	0
各種届出（変更届等）の受理	8	10	8
業許可証の書換え及び再交付	0	0	0

（参考）業務の流れ



※ PMDA = 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

（厚生労働大臣の委任により医薬品等の承認審査に必要な調査及び審査を行う機関）

⇒ 管内の医薬品等製造所は、第三章 4 をご参照ください。

30. 医薬品等の製造所に対する薬事監視業務

北海道厚生局では、厚生労働大臣許可の医薬品等の製造所に対する薬事監視に関する業務を所管しており、次の業務を行っています。

- ① 法令に基づく監督命令の執行（業務停止等）及び遵守状況の確認等
- ② 緊急時の立入調査、廃棄等の措置
- ※ 平成 26 年度以降、当該業務の実績はありません。
- ※ ①、②の権限は厚生労働大臣（厚生労働本省）自らが行うことを妨げるものではありません。
- ※ 輸入監視業務は、関東信越厚生局及び近畿厚生局において実施しています。
（詳細は下記をご参照ください。）

医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器）の個人輸入について

個人が自分で使用するために医薬品等を輸入（いわゆる個人輸入）する場合（海外から持ち帰る場合を含む。）には、特例として税関の確認を受けた上で輸入が認められているものもあります。

原則として、下記の税関を所管する地方厚生局に必要書類を提出して、営業のための輸入でないことの証明（輸入確認証）を受ける必要があります。

※ 個人輸入したものを他の人へ売ったり、譲ったり、他の人の分をまとめて輸入することは認められていません。

○ 詳しい内容をお知りになりたい方は、以下の地方厚生局の薬事監視担当課にお尋ねください。

- ・ 関東信越厚生局（函館税関、東京税関及び横浜税関）
電話：048－740－0800 F A X：048－601－1336
- ・ 近畿厚生局（名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関及び沖縄地区税関）
電話：06－6942－4096 F A X：06－6942－2472

○ 医薬品等の個人輸入については、厚生労働省のホームページに関連情報サイトがありますので、併せてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/topics/tp010401-1.html

31. 行政処分を受けた医師又は歯科医師に対する再教育研修に関する業務

(1) 概要

医師法第7条の2又は歯科医師法第7条の2の規定に基づき、1年以上の医業停止又は歯科医業停止の行政処分を受けた管内の医師又は歯科医師に対する再教育研修（個別研修）に係る業務を行っています。

この再教育研修は、安心・安全で質の高い医療を確保する観点から、被処分者の職業倫理を高め、併せて医療技術を再認識し、能力と適正に応じた医療の提供を促すことを目的としています。

(2) 実績

令和6年度

(単位：人)

処分内容	北海道管内			再教育研修内容
	処分件数	再教育中	再教育修了	
戒告	0			団体研修 1 日
業務停止 6 月未満	0			団体研修 1 日・論文 1 本
業務停止 6 月～1 年未満	0			団体研修 2 日・論文 2 本
業務停止 1 年～2 年未満	1	0	1	団体研修 2 日・個別研修 80 時間
業務停止 2 年以上	1	1	0	団体研修 2 日・個別研修 120 時間
免許取消	0	0	0	再免許取得要件の認定が必要
合 計	2	1	1	

32. 再生医療等安全性確保法に関する業務

(1) 概要

再生医療の迅速かつ安全な提供を促進することを目的に施行された「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき、再生医療等を提供する機関は提供計画を、特定細胞加工物を製造しようとする者は細胞培養加工施設の届出又は許可申請を厚生労働大臣に提出することとされました。

北海道厚生局では、当該法に基づく、各種手続きの受理や許可証発行等に関する業務を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

業務内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再生医療等提供計画の受理	9	24	21
再生医療等提供状況定期報告書の受理	117	107	133
特定細胞加工物製造届書の受理・許可	7	11	5
特定細胞加工物製造状況定期報告書の受理	93	97	95
再生医療等委員会の認定	0	0	0

33. 看護師特定行為研修に関する業務

(1) 概要

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる超高齢社会を迎える2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくために、医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成していくことを目的として、「特定行為に関する看護師の研修制度」が施行されました。

北海道厚生局では、特定行為研修を行う機関（以下「指定研修機関」という。）の指定申請等に係る業務を所管し、具体的には次の業務を行っています。

- ① 指定申請書の受理等
- ② 指定研修機関変更届出書の受理等
- ③ 特定行為区分変更申請書の受理等
- ④ 年次報告書の受理等
- ⑤ 指定取消申請の受理等
- ⑥ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理等
- ⑦ 指定研修機関における記録の保存に関する指導等
- ⑧ 指定研修機関に対する指示等
- ⑨ 指定研修機関及び特定行為研修を受ける看護師等からの相談対応
- ⑩ 指定研修機関に対する指導（実地調査を含む。）

(2) 実績

（単位：件）

業務内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定申請書の受理	1	2	1
特定行為区分変更申請書の受理	4	7	4
指定研修機関変更届出書の受理	19	23	31
年次報告書の受理	15	17	19
特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理	12	23	17
指定研修機関に対する指導	0	0	0

⇒ 管内の指定研修機関は、第三章 5 をご参照ください。

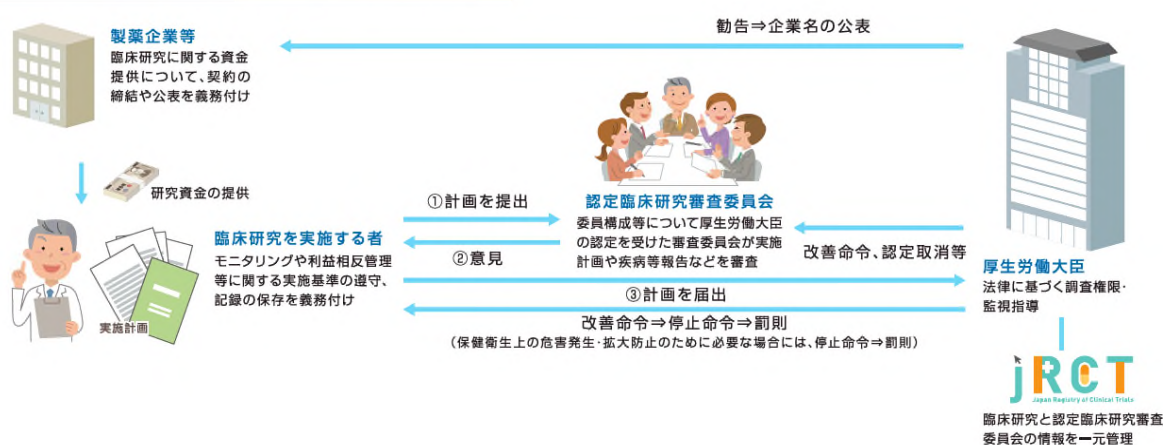
34. 臨床研究法に関する業務

(1) 概要

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じて、その実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定める「臨床研究法」が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、臨床研究を実施する者は、実施計画を認定臨床研究審査委員会の審査を受けた後、厚生労働大臣に提出することとされました。

北海道厚生局では、当該法に基づく、各種手続きの受理や公表等に関する業務を行っています。

法律に基づく実施・指導体制



(2) 実績

(単位：件)

業務内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定臨床研究の実施計画の受理	2	7	9
臨床研究審査委員会の認定	0	0	0

35. 地域医療構想の実現に向けた取組の推進に関する業務

(1) 概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、医療需要と病床（ベッド）の必要量を推計し、病床の機能分化と連携を進め、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を目指す取組です。北海道厚生局では、地域医療構想の実現に向けた進捗状況の把握・厚生労働省本省との情報共有等を行っています。

(2) 実績

地域医療構想等ブロック担当者会議の開催

開催日・開催方法 令和6年9月13日（金）対面及びオンライン（ZOOM）開催
参加自治体 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

36. 医師少数区域等で勤務した医師の認定に関する業務

(1) 概要

医師少数区域等における勤務の促進を目的として、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で必要な業務を行った医師を厚生労働大臣が認定する制度が令和2年4月に施行されました。

北海道厚生局では、この認定に関する業務を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

業務内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請書の受理・認定	7	3	16

（食品衛生課）

食品衛生課は、輸出食品取扱施設の認定や施設に対する査察、衛生証明書の発行を行っており、日本の食品を世界中で安心して食べていただけるよう輸出促進の一翼を担っています。

また、登録検査機関の登録や監督、広域食中毒の対策及び健康食品等の虚偽誇大広告の監視指導など、食の安全と安心を確保するための役割も担っています。

37. 輸出水産食品取扱施設の認定等

食品の輸出については、輸出先国の衛生要件を満たす必要があるため、必要に応じて、加工施設の認定、衛生証明書の発行等を行っています。北海道厚生局では、農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づき、道内全域の欧州連合等（以下「EU等」という。）、米国、韓国、中国及びブラジル向け輸出水産食品関係施設の認定に係る審査及び査察・監視等を実施しています。

輸出水産食品等取扱認定施設数

（単位：施設数）

	EU等向け	米国向け	韓国向け	中国向け	ブラジル向け
北海道 (令和7年3月31日現在)	23	37	15	336	9
全 国 (参考※)	49	73	115	965	58

※農林水産省 HP（「証明書や施設認定の申請」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html）より

38. 食品輸出に関する衛生証明書の発行

（1）中国向け輸出水産食品

中国（香港、マカオを除く。）向けに輸出される水産食品（活水産動物を除く。）については、輸出の都度、輸出証明書の発行の添付が必要とされています。

北海道厚生局では、輸出促進法に基づき、道内の認定施設において最終加工等がなされた中国向け輸出水産食品について、輸出者からの申請の審査を行い、衛生証明書を発行しています。

（2）韓国向け輸出水産食品

韓国向けに輸出される冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、輸出の都度、輸出国政府が発行する衛生証明書の添付が必要とされています。

北海道厚生局では、輸出促進法に基づき、道内の認定施設から輸出される韓国向け輸出水産食品について、輸出者からの申請の審査を行い、衛生証明書を発行しています。

(3) ブラジル向け輸出水産食品

ブラジル向けに輸出される水産食品については、輸出の都度、衛生証明書の添付が必要とされています。

北海道厚生局では、輸出促進法に基づき、道内の認定施設から輸出されるブラジル向け輸出水産食品について、輸出者からの申請の審査を行い、衛生証明書を発行しています。

39. 輸出食肉等取扱施設の認定・査察等

我が国から米国、EU 等、台湾、タイ、香港、シンガポールなどに輸出される食肉・食肉製品については、水産食品と同様に輸出先国等が求める要件に適合した認定施設において製造加工する必要があります。

北海道厚生局では、輸出促進法に基づき、認定施設の定期的な現地査察を実施しています。

輸出食肉等取扱認定施設数

(単位：施設数)

	米国向け	EU 等向け	台湾向け	タイ向け	香港向け	シンガポール向け		
	牛肉	牛肉	牛肉	豚肉	牛肉	牛肉	豚肉	食肉製品
北海道 (令和7年3月 31日現在)	1	1	5	1	1	2	2	2
全 国 (参考※)	17	15	28	5	15	21	12	8

※農林水産省 HP (「証明書や施設認定の申請」 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html) より

40. 食品衛生法に基づく登録検査機関等の登録・監視指導

食品衛生法では、一定の要件を満たす食品等検査機関について、登録検査機関制度が設けられており、北海道厚生局では、登録のための審査等及び定期的な立入検査等により必要な指導を行っています。

また、登録検査機関には、食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴い試験検査の信頼性を確保する見地から、GLP (Good Laboratory Practice) による業務管理が法的に義務づけられており、北海道厚生局では、業務規程の遵守、帳簿等の適正な記録とその保存をはじめとした GLP への適合性に関する指導監督等を行っています。

なお、検疫所及び地方衛生研究所等の都道府県等の設置する食品衛生検査施設に対しては、必要に応じ GLP に関する技術的助言を行っています。

食品衛生法に基づく登録検査機関数 (事業所含む)

・北海道厚生局管内 (令和7年3月31日現在) 4施設

41. 広域的な食中毒事案発生時の対応

平成 30 年 6 月の食品衛生法改正により広域的な食中毒事案への対策が強化され、厚生労働大臣が設置する「広域連携協議会」を活用して対応に努めることになり、平成 31 年 4 月 1 日付で全国 7 ブロックに国と都道府県等により構成される広域連携協議会が設置されました。

北海道厚生局では、設置規定に基づき、管内の道及び保健所を設置する自治体を構成員とした「北海道広域連携協議会」を設け、関係機関の連絡及び連携体制の整備を図っています。

42. 健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導

健康増進法では、食品として販売されるものについて広告や表示を行う場合には、健康を保持増進させる効果などに関して、著しく事実と異なる表示や著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定されています。

北海道厚生局では、このような食品の虚偽誇大広告等について、関係行政機関・自治体等と連携し、監視指導等を行っています。

(地域包括ケア推進課)

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築の支援及び認知症施策の普及・啓発等を行っています。

地域包括ケアシステムとは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制をいいます。

この体制の構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、都道府県は広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っています。

北海道厚生局では、北海道を通じた道内市町村に対する支援業務を行っています。

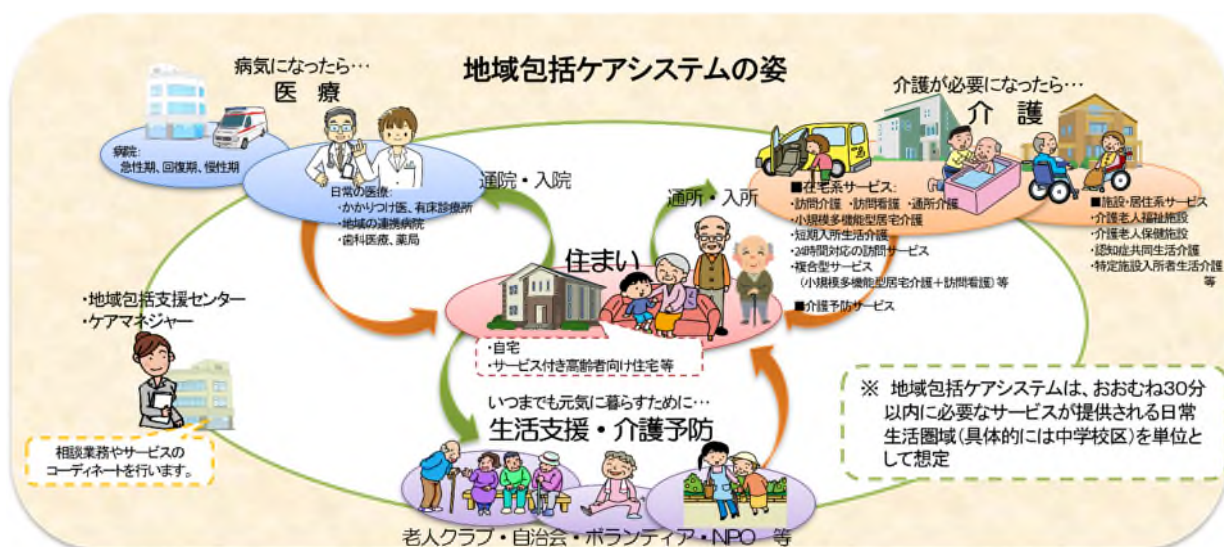
43. 地域包括ケアシステムの構築等に関する業務

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。

65 歳以上の人口は、現在 3,500 万人を超えており、2042 年の約 3,900 万人でピークを迎えますが、その後も、75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）以降は、国民の医療や介護の需要が、更に増加することが見込まれています。

このため、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。



44. 地域支援事業に関する業務

○地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

(1) 概要

市町村等における地域支援事業に関する取組の支援を目的として、北海道と意見交換をすることにより推進状況の把握及び助言支援を行うとともに、北海道及び市町村等向けの研修等や地域支援事業の実施に課題を抱える市町村等へ職員を派遣する「地域づくり加速化事業」による伴走的支援を実施しています。

(2) 実績

区 分	令和6年度
研修・説明会	3回
伴走的支援	3町に対し実施

○地域支援事業交付金の交付等

(1) 概要

北海道から提出された交付申請書及び事業実績報告書を審査の上、交付決定及び確定等を行っています。

(2) 実績

令和4年度交付決定額	8,443 百万円
令和5年度交付決定額	8,527 百万円
令和6年度交付決定額	8,792 百万円

45. 地域医療介護総合確保基金に関する業務

(1) 概要

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備・介護従事者の確保）は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分等を活用した新たな財政支援制度として、都道府県に設置された基金です。この基金を財源として、各都道府県は、市町村計画を取りまとめ、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施しています。

(2) 実績

北海道厚生局では、地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備・介護従事者の確保）に関する事業について、執行状況等（基金残高、事業量）の調査及び交付決定・確定等の業務を実施するとともに、北海道に対するヒアリング等を通じて事業の実施状況や課題等について把握しながら、必要な助言や支援を行っています。

46. 介護保険事業（支援）計画に関する業務

介護保険法に基づき、市町村は介護保険事業計画を定めること（同法第 117 条第 1 項）とされ、都道府県は介護保険事業支援計画を定めること（同法第 118 条第 1 項）とされています。

北海道厚生局では、これらの計画に関する作成状況、作成に当たっての課題などについて、北海道を通じてヒアリングすることで把握し、必要な助言及び支援を行っています。

47. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する業務

（１）概要

後期高齢者医療制度の保健事業は後期高齢者医療広域連合が主体、介護予防の取組は市町村が主体で実施していたため、健康状態や生活機能の課題に対応できていなかったことから、住民により身近な市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行うための枠組みとして、令和 2 年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業が開始されました。

（２）実績

北海道厚生局では、特別調整交付金の審査事務や事業の実施状況の把握、後期高齢者医療広域連合等に必要な助言及び支援を行っています。

48. 老人保健健康増進等事業に関する業務

（１）概要

厚生労働省では、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的として「老人保健健康増進等事業」（補助金事業）を実施しています。

（２）実績

テ ー マ 名	実施時期
北海道内地方部の自治体における福祉・介護人材確保のための調査研究事業	令和 5 年度から継続
地域包括ケアシステムにおける分野横断的連携のあり方に関する調査研究事業	令和 6 年度新規
北海道における地域支援体制の持続可能性を高める取組みに関する調査研究事業	令和 6 年度新規

（保険年金課）

保険年金課は、医療保険に関する業務として、北海道内の健康保険組合及び全国健康保険協会北海道支部に対する監督・検査等を行っています。

また、企業年金等に関する業務として、北海道内の厚生年金基金に対する監督を行っているほか、北海道内の企業年金基金、厚生年金保険の適用事業所の事業主が実施している確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型に限る。）に対する監督を行っています。

49. 医療保険者の行う業務の監督・検査等

（１）健康保険組合

① 業務内容

健康保険組合は、主として大規模企業が単独で設立又は同業種の企業が共同で設立し、その企業の従業員やその家族に対して、疾病、負傷、死亡又は出産に関する保険給付を行い、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立した公法人です。

北海道厚生局では、健康保険法に基づき、健康保険組合に係る規約変更の認可、規約変更等届出の受理、公法人証明・印鑑証明の交付、監査等を行っています。

② 業務対象（令和7年3月31日現在）

健康保険組合数・・・14 組合

被保険者数・・・約 12.8 万人

③ 業務実績

ア) 規約変更認可申請等の処理件数

（単位：件）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
規約変更の認可	21	16	15
規約変更等の届出	38	33	41
滞納処分の認可	0	0	1
公法人証明・印鑑証明の交付	11	19	28

イ) 監査の実施件数

（単位：件）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実地監査	3	3	3

（２）全国健康保険協会

① 業務内容

全国健康保険協会は、被用者保険のうち、健康保険組合の組合員及び共済組合の加入者でない者を被保険者とし、疾病、負傷、死亡又は出産に関する保険給付を行い、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする公法人です。

北海道厚生局では、健康保険法に基づき、全国健康保険協会北海道支部が実施する立入検査等及び滞納処分の認可並びに同支部への検査等を行っています。

- ② 業務対象（令和7年2月現在）
 全国健康保険協会支部数・・・1支部（北海道）
 被保険者数・・・約107.3万人

③ 業務実績

ア) 立入検査等及び滞納処分の認可申請の処理件数 (単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立入検査等の認可	0	0	2
滞納処分の認可	0	0	0

イ) 全国健康保険協会北海道支部への検査等の実施件数 (単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検査等	1	0	0

50. 企業年金等の事業に関する監督

(1) 確定給付企業年金

① 業務内容

確定給付企業年金は、代行給付を行わず、国が支給する老齢厚生年金の上乗せ給付のみを行う制度です。労使合意を経て厚生年金保険の適用事業所の事業主が厚生労働大臣の承認を受けた規約に基づき、信託会社、生命保険会社等と契約を締結し、母体企業とは別に年金資産を管理運用して年金給付を行う「規約型」と厚生労働大臣の認可を受けて設立した企業年金基金が年金資産を管理運用して年金給付を行う「基金型」があります。

北海道厚生局では、確定給付企業年金法に基づき、規約及び規約変更の承認、規約変更届出の受理、公法人証明・印鑑証明の交付、監査等を行っています。

② 業務対象（令和7年3月31日現在）

ア) 承認規約数・・・308規約（規約型）

イ) 企業年金基金数・・・4基金（基金型）

③ 業務実績

ア) 規約承認申請等の処理件数 (単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
規約の承認	1	0	0
規約変更の承認	13	37	48
規約変更の届出	169	173	138
財産目録等の承認等	23	13	18
公法人証明・印鑑証明の交付	1	7	8

イ) 監査の実施件数

(単位: 件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
書面監査	86	74	67
実地監査	2	1	0

(2) 確定拠出年金（企業型年金）

① 業務内容

確定拠出年金（企業型年金）は、国が支給する老齢厚生年金の上乗せ給付を行うため、労使合意を経て厚生労働大臣の承認を受けた規約に基づき、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、その結果に基づき給付額が決まる制度です。

北海道厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約及び規約変更の承認、規約変更届出の受理並びに監査等の業務を行っています。

なお、確定拠出年金は、企業型年金のほか、専業主婦（夫）、公務員等が加入できる個人型年金（iDeCo）があります。

② 業務対象（令和7年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型年金）規約数・・・137 規約

③ 業務実績

・規約承認申請等の処理件数

(単位: 件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
規約の承認	2	2	8
規約変更の承認	28	61	44
規約変更の届出	66	18	26

(3) 厚生年金基金

① 業務内容

厚生年金基金は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、企業の実情に応じて独自の上乗せ給付を行うことにより、従業員により手厚い老後保障を行うことを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立した公法人です。

北海道厚生局では、厚生年金保険法に基づき、厚生年金基金に係る規約変更の認可、規約変更届出の受理、公法人証明・印鑑証明の交付、監査等を行っています。

なお、厚生年金基金制度を見直す法律が平成 25 年6月に成立したことにより、財政基盤が非常に健全な場合以外は、厚生年金基金の解散、代行返上等が促進されており、北海道厚生局が所管する厚生年金基金は、解散又は他制度移行への手続きが行われたため、現存する厚生年金基金はありません。

② 業務対象（令和7年3月31日現在）

清算未了厚生年金基金数・・・1 基金（現存する基金はありません）

（管理課・医療課・調査課）

管理課・医療課・調査課（指導部門）は、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの指定、柔道整復師等の施術に係る療養費の受領委任に関する業務等を行っています。

また、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、保険医療機関及び保険医等に対する指導監査を行っています。

このほか、特定機能病院及び臨床研究中核病院の立入検査、北海道内の市町村等が保険者として実施している国民健康保険及び後期高齢者医療に関する指導（助言）、社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局が行う業務に対する実地監査、特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務、医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明業務、指導部門の保有する情報の公開の調整、訴訟に関する業務を行っています。

51. 保険診療の指導等

（1）保険医療機関及び保険薬局の指定と保険医及び保険薬剤師の登録

保険診療は、健康保険法等の各法に基づく、「保険者」と「保険医療機関及び保険薬局」との間の「公法上の契約」による診療であり、「保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。」（健康保険法第72条）とされ、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」を遵守することが定められています。

4月1日現在の指定及び登録状況は以下のとおりです。

保険医療機関及び保険薬局の指定状況

（単位：機関）

	保険医療機関		保険薬局
	医科病院・診療所	歯科病院・診療所	
令和6年4月1日	3,272	2,717	2,281
令和7年4月1日	3,254	2,666	2,276
増減	▲18	▲51	▲5

保険医及び保険薬剤師の登録状況

（単位：人）

	保 険 医		保険薬剤師
	医 師	歯科医師	
令和6年4月1日	18,650	6,412	13,206
令和7年4月1日	18,922	6,455	13,451
増減	272	43	245

（2）訪問看護ステーション（訪問看護事業所）の指定

訪問看護ステーションの指定には、介護保険による訪問看護を行う場合の指定（介護保険法第41条第1項、第53条第1項）と、医療保険による訪問看護を行う場合の指定（健康保険法第89条2項）があります。北海道厚生局では、医療保険による訪問看護を行う場合の指定を行っています。

なお、介護保険による訪問看護の指定を受け、医療保険による指定の基準を満たす場合は、別段の申出を行わない限り、医療保険による訪問看護を行う場合の指定を受けたものとみなされます。

(3) 柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の契約等の締結

受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。

北海道厚生局では、柔道整復師等の施術に係る療養費の受領委任の申出等の受付及び承諾等を行っています。

(4) 施設基準等の適時調査

保険医療機関及び保険薬局は、診療報酬（調剤報酬）の算定に当たり人員、施設、設備、機械、器具等において定められた基準を満たすことにより、診療報酬（調剤報酬）を請求できます。

この基準を「施設基準」といい、告示で定められています。

北海道厚生局では、病院に出向き、届出された「施設基準」とおり適正に運営されているか調査を行っています。

令和5年度及び令和6年度の適時調査実施状況は以下のとおりです。

施設基準等の適時調査件数

（単位：件）

	令和5年度	令和6年度	増減
病院	170	152	▲18
診療所	0	0	0

(5) 指導

保険診療等の質的向上と適正化を目的とし、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、訪問看護ステーション、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対し、指導を行っています。

①保険医療機関及び保険薬局、保険医及び保険薬剤師

・ 集団指導

新規指定の保険医療機関等に対する指導、指定更新時における指導、新規登録時の保険医等に対する指導で、eラーニング形式により実施しています。

・ 集団的個別指導（集団）

指導大綱に定める選定基準に基づき選定された保険医療機関等に対する指導で、講習会方式により実施しています。

・ 個別指導

情報提供等の事由により選定された保険医療機関等に対する指導で、個別面談方式により実施しています。

・ 新規個別指導

新規指定からおおむね6か月を経過した保険医療機関等に対する指導で、個別面談方式により実施しています。

令和6年度の指導実施件数

	集団指導			集団的個別指導（集団） （件）	個別指導 （件）	新規個別指導 （件）
	新規指定 （件）	指定更新 （件）	新規登録 （人）			
医 科	110	454	316	158	40	63
歯 科	62	412	72	219	21	45
薬 局	119	279	307	182	16	33

②訪問看護ステーション

- ・ 集団指導

新規指定からおおむね1年以内の訪問看護ステーションに対する指導等で、講習会方式等により実施しています。

- ・ 個別指導

情報提供等の事由により選定された訪問看護ステーションに対する指導で、個別面談方式により実施しています。

③柔道整復師

- ・ 集団指導

おおむね1年以内に受領委任の取扱いを承諾等した柔道整復師に対する指導、受領委任の規程等の内容を遵守させる必要があると認められる柔道整復師に対する指導で、講習会方式により実施しています。

- ・ 個別指導

情報提供等の事由により選定された柔道整復師に対する指導で、個別面談方式により実施しています。

④はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師

- ・ 集団指導

おおむね1年以内に受領委任の取扱いを承諾等した施術管理者に対する指導、受領委任の規程等の内容を遵守させる必要があると認められる施術管理者に対する指導で、講習会方式により実施しています。

- ・ 個別指導

情報提供等の事由により選定されたはり師等に対する指導で、個別面談方式により実施しています。

52. 施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項

北海道厚生局では、医療保険制度における療養の給付について、健康保険法に基づき指定を受けた保険医療機関及び保険薬局に対し、適正な保険診療や保険請求のための指導・調査を行っています。

（1）施設基準等の適時調査結果における留意事項（抜粋）

施設基準等の適時調査において、共通した主な留意点は次のとおりです。

- ・ 入院基本料を算定する基本である「入院診療計画」「院内感染防止対策」「医療安全管理体制」「褥瘡対策」「栄養管理体制」に係る基準による、体制、委員会等が整備されていること
- ・ 勤務医師の異動に係る異動届の提出が行われていること
- ・ 看護師等の月平均夜勤時間数と病棟配置数の点検が行われていること

特に、最後の項目については、届出基準を満たさない状況が長期に渡り放置されると、多額の返還金が発生します。

（２）指導結果における留意事項（抜粋）

個別指導において、共通した主な留意点は次のとおりです。

① 保険医療機関

- ・ 診療録において症状・所見等の記載が十分にされていること
- ・ レセプト病名（医学的な診断根拠のない傷病名）等不適切な傷病名の使用がないこと
- ・ 終了・転帰欄が整備されていること
- ・ 医学管理料の算定において、診療録に治療計画等の記載がされていること、また、算定対象疾患の主病以外の疾患で算定がされていないこと

② 保険薬局

- ・ 薬剤服用歴の記録に服薬指導内容の記載が十分にされていること
- ・ 疑義照会の回答内容が処方箋に記載されていること

また、集団指導において「保険診療（保険調剤）ルールの一層の周知を図り、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正な保険請求が行われること」を目的とした指導を行っています。

53. 特定機能病院及び臨床研究中核病院の立入検査

北海道厚生局では、厚生労働大臣の承認を受けた特定機能病院及び臨床研究中核病院が、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを検査するため、医療法第25条第3項の規定に基づき、原則として1年に一度立入検査を行っています。

（１）制度の概要

特定機能病院は、高度の医療を提供する能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力があり、高度の医療に関する研修を行う等、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。北海道厚生局管内では、令和7年3月31日現在、3病院が承認を受けています。

臨床研究中核病院は、特定臨床研究に関する計画の立案及び実施、他の病院に対する特定臨床研究の実施に関する相談対応及び情報提供等を行う能力を有する厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。北海道厚生局管内では、令和7年3月31日現在、1病院が承認を受けています。

(2) 実績

令和5年度及び令和6年度の立入検査実施状況は以下のとおりです。

立入検査の実施件数

(単位：件)

	令和5年度	令和6年度
特定機能病院	3	3
臨床研究中核病院	1	1

54. 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する指導（助言）

(1) 国民健康保険

① 業務内容

国民健康保険は、自営業者等他の医療保険に加入していない者を被保険者とし、疾病、負傷、出産又は死亡に関する給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

平成30年度に制度の見直しが行われ、これまでの市町村及び国民健康保険組合に加え、都道府県も制度を運営する保険者として責任を担うこととなりました。国民健康保険団体連合会はこの制度における診療報酬の審査支払事務等を行っています。

北海道厚生局では、これら保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に資するよう事務打合せを行い、指導（助言）を行っています。

② 業務対象（令和7年3月31日現在）

保険者数等・・・北海道、154市町村、3広域連合、4国民健康保険組合、北海道国民健康保険団体連合会

③ 業務実績

ア) 事務打合せの実施件数

(単位：件)

区分	令和5年度	令和6年度
北海道	1	1
市町村	11	12
広域連合	0	0
国民健康保険組合	0	0
国民健康保険団体連合会	1	0

イ) 事務打合せにおいて助言を行った主な事項

- 保険料（税）等の収納率の向上対策に関すること。
- 特定健診や特定保健指導の受診率等の向上対策に関すること。
- 医療費適正化対策に関すること。

(2) 後期高齢者医療

① 業務内容

後期高齢者医療は、原則 75 歳以上の者を被保険者とする制度です。

制度の運営は、都道府県ごとに全ての市町村が加入する広域連合が担っていますが、資格に関する申請・届出の受付、保険料の徴収等の窓口業務は、市町村が行っています。国民健康保険団体連合会はこの制度における診療報酬の審査支払事務等を行っています。

北海道厚生局では、これら広域連合等に対し、後期高齢者医療の適正かつ効果的運営の促進に資するよう事務打合せを行い、指導（助言）を行っています。

② 業務対象（令和 7 年 3 月 31 日現在）

保険者数等・・・北海道、北海道後期高齢者医療広域連合、大雪地区広域連合、176 市町村、北海道国民健康保険団体連合会

③ 業務実績

ア) 事務打合せの実施件数

(単位：件)

区分	令和 5 年度	令和 6 年度
北海道	1	1
後期高齢者医療広域連合	1	1
市町村	2	2
国民健康保険団体連合会	1	0

イ) 事務打合せにおいて助言を行った主な事項

- 保険料等の収納率向上対策に関すること。
- 保健事業（健康診査）の推進に関すること。

55. 社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の实地監査

(1) 概要

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係る診療報酬明細書（レセプト）の審査・支払業務等を行っている社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の实地監査は、厚生労働省保険局からの通知に基づき行うこととされており、北海道厚生局では、北海道審査委員会事務局の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として实地監査を行っています。

※「行政改革に関する第 5 次答申」（昭和 58 年 3 月 14 日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものとすべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも 3 年に 1 回の実施としています。ただし、業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて監査を行います。

(2) 実績

監査実施件数

(単位：件)

	令和 5 年度	令和 6 年度
社会保険診療報酬支払基金 北海道審査委員会事務局	0	0

※次回の監査は、令和 7 年度を予定しています。

56. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務

(1) 概要

特定医療法人とは、租税特別措置法に基づき、財団又は持ち分の定めのない社団の医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税に係る軽減税率の適用を受ける医療法人のことです。

北海道厚生局では、特定医療法人として軽減税率の適用を受ける要件のうち、直近に終了した事業年度について、租税特別措置法施行令に規定する「厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たしていることについての証明書」の交付を行っています。

(2) 実績

証明書の交付件数

(単位：件)

	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	17	16

57. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明業務

(1) 概要

無料又は低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、法人税法施行令に基づき、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。

北海道厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるための一定の要件（法人税法施行規則第 6 条第 4 号及び第 7 号）を満たしていることについての証明書の交付を行っています。

(2) 実績

証明書の交付件数

(単位：件)

	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	2	2

58. 指導部門の保有する情報の公開の調整

(1) 概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）及び個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく行政文書の開示請求に係る業務のうち、指導部門の保有する情報の公開に係る文書特定等の業務を行っています。

(2) 実績

開示請求件数

（単位：件）

	令和 5 年度	令和 6 年度
開示請求件数	35	45

59. 訴訟に関する業務

(1) 概要

指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する業務及び各関係機関との連絡調整を行っています。

(2) 実績

訴訟対応件数

（単位：件）

	令和 5 年度	令和 6 年度
訴訟対応件数	1	1

(麻薬取締部)

麻薬取締部は、刑事訴訟法の規定による司法警察員としての権限を持ち、薬物犯罪の捜査を行っています。

また、医療麻薬等を扱う医療施設・薬局等に対する監督・指導、薬物乱用者・その家族等に対する再乱用防止活動、中高生等を対象にした薬物乱用防止教室等の啓発活動を行い、薬物乱用のない健全な社会を実現するため、幅広い分野での活動を展開しています。

60. 捜査

麻薬、大麻、覚醒剤、指定薬物等の違法薬物に係る犯罪について刑事訴訟法の規定による司法警察員として捜査を行っています。

令和6年度は、関係機関と連携し、麻薬や指定薬物の密輸事件捜査を実施するなど水際対策の徹底を図ったほか、危険ドラッグ販売業者やSNSを悪用した違法薬物密売事犯の取締りを強化し、計25名を検挙、覚醒剤約10グラム、麻薬約17グラム、大麻約11キログラム、指定薬物約790グラムを押収しました。

61. 正規麻薬等の指導・監督

医療等に用いられる麻薬類等の適正な流通を維持するため、医薬品業者や医療従事者等を指導・監督することも麻薬取締部の重要な業務です。同業務の一環として、疾病治療のため麻薬の処方を受けている患者が海外渡航する際に必要な、麻薬等携帯輸出入免許の交付手続きも担当しています。

正規流通監視のため、病院や薬局、製薬会社等に対する立入検査も実施します。立入検査で悪質な違反が発覚した時は、捜査に移行し、違反者や法人を強制捜査することもあります。

令和6年度は医療施設等62箇所を立入検査した結果、麻薬を不正管理していた薬局1軒と同薬局の薬剤師1名を摘発、麻薬及び向精神薬取締法違反により検察庁に書類送致しました。

62. 再乱用防止対策

当部設置の「麻薬・覚醒剤相談電話」で薬物乱用者やその家族等からの相談に応じています。

また、当部では薬物依存の知識・資格がある再乱用防止支援員を雇用し、同支援員が薬物依存に悩む人達と面談して「再乱用防止プログラム」による断薬学習を手助けするほか、医学的な治療が必要な人には医療施設を紹介する等、薬物の再乱用防止支援事業にも力を入れています。この支援は当部で検挙された者だけではなく、薬物を断ちたいと希望する方なら誰もが受けられます。

63. 薬物乱用防止啓発

北海道庁、保健所、薬物乱用防止指導員、地域のボランティア団体等と協力して、薬物乱用防止の啓発に努めており、その一環として、公益財団法人「麻薬・覚せい剤乱用防止センター」等と協力して、毎年6月26日の「国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせた街頭キャンペーンを実施しています。

また、道内各地の中・高・専門学校や団体・法人が開催する薬物乱用防止教室に当部職員を講師派遣し、令和6年度には計22箇所約1,900人に対し薬物の害悪・危険性について講演しました。

野生大麻撲滅対策としては北海道庁等の関係機関と協力することにより、令和6年度は道内に自生する大麻草約31万4千本を除去しました。

64. 鑑定

当部には捜査部門以外にも鑑定部門が設置されており、捜査で押収した薬物等の鑑定を行うほか、税関など他機関からの鑑定依頼も受けることがあります。

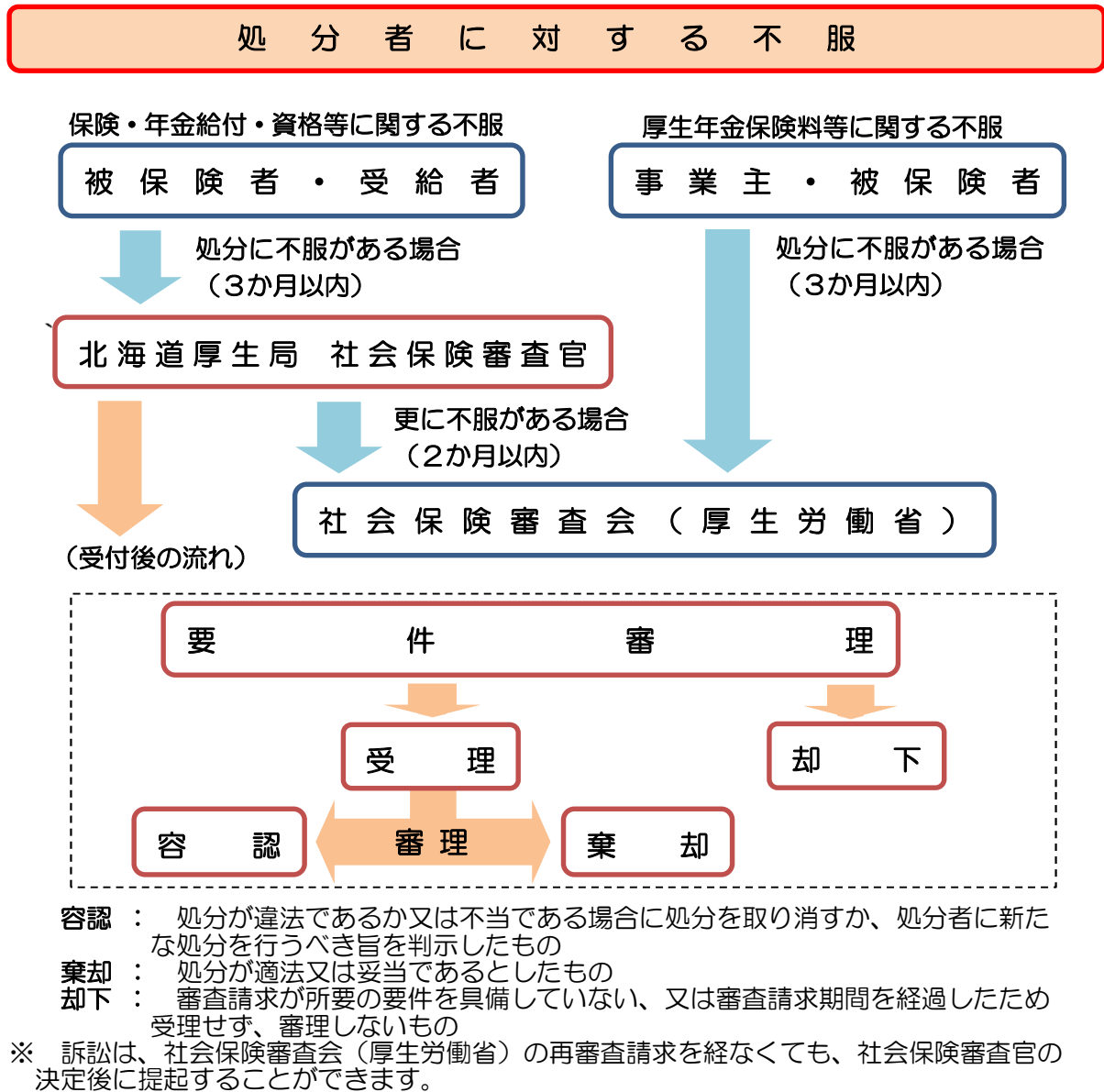
令和6年度は325件の鑑定を実施しました。

（社会保険審査官）

社会保険審査官は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法における不服申立ての規定に基づいて、審査請求の事件を取り扱っています。

65. 審査請求に関する業務

（1）審査請求の流れ



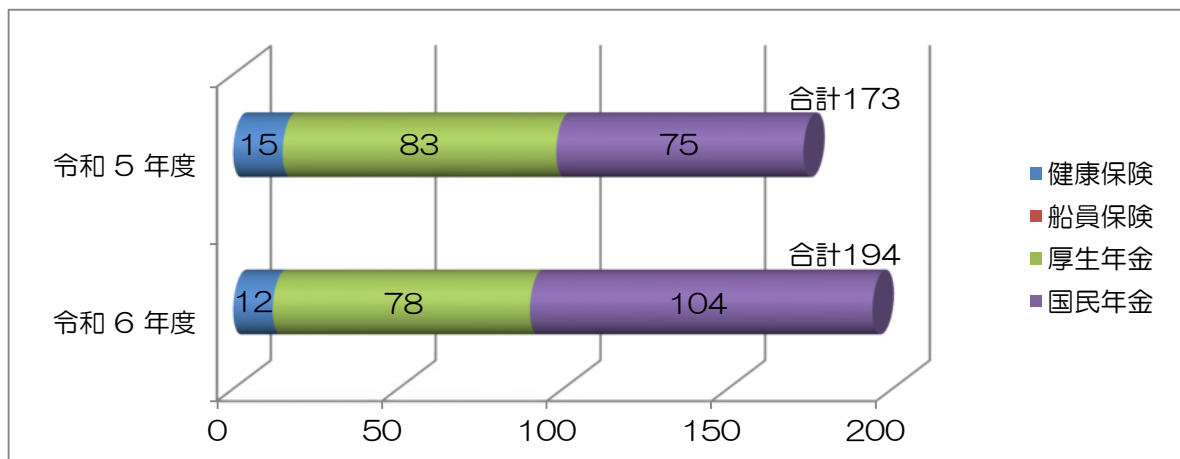
処 分 者	審査請求の窓口
- 厚生労働大臣 - 日本年金機構理事長 - 全国健康保険協会理事長 - 健康保険組合理事長 - 厚生年金基金理事長	- 地方厚生局（社会保険審査官） - 日本年金機構 - 全国健康保険協会各支部 - 健康保険組合 - 厚生年金基金

※ 国民年金法における保険料その他この法律による徴収金の賦課、徴収の処分については、地方厚生局（社会保険審査官）に対して審査請求をすることになります。

(2) 審査請求の受付状況

北海道厚生局における審査請求の年度別、種類別の受付状況は以下のとおりです。

(単位：件)

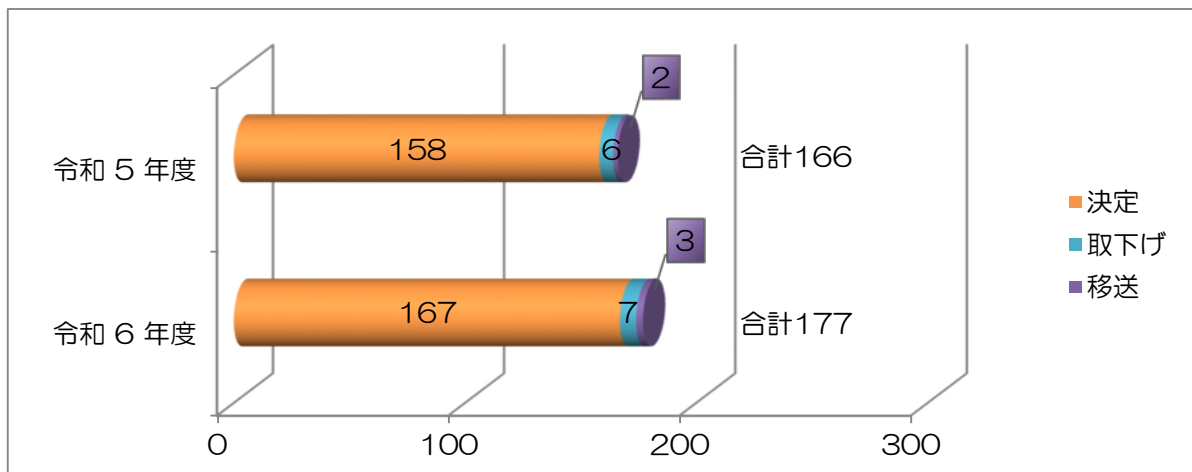


審査請求の総受付件数は、令和5年度の173件に対して、令和6年度は194件と、21件の増（対前年比112.1%）となっています。

(3) 審査請求の処理状況

北海道厚生局における審査請求の年度別の処理状況は以下のとおりです。

(単位：件)



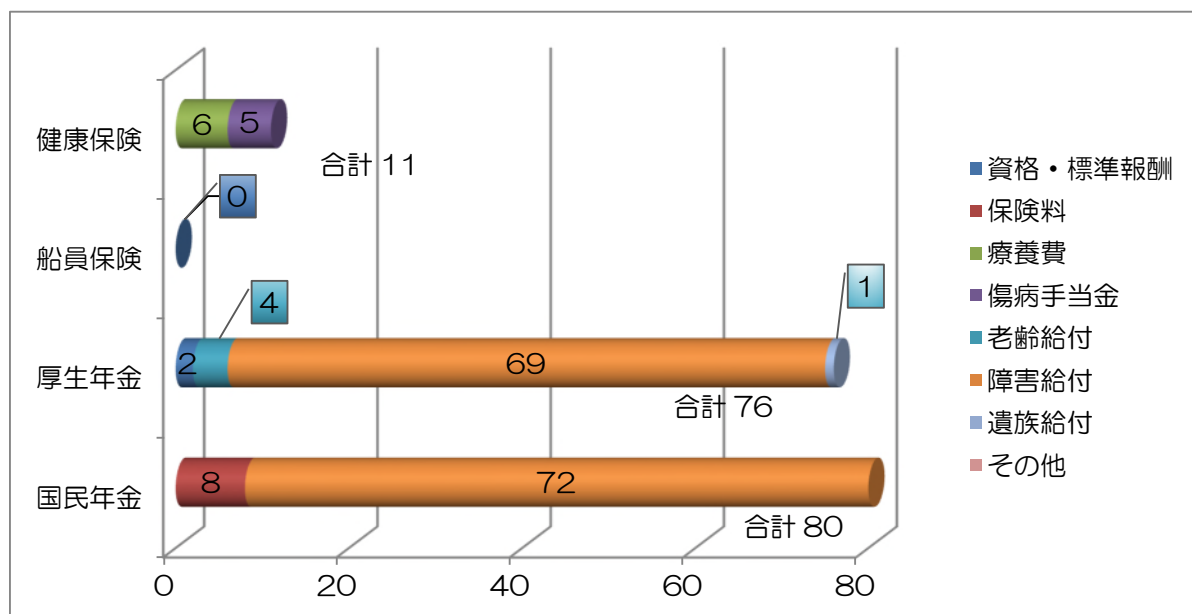
審査請求の処理件数は、令和5年度の166件（決定158件、取り下げ6件、移送2件）に対して、令和6年度は177件（決定167件、取下げ7件、移送3件）となっています。

審査請求の取下げは、保険者が処分変更をしたこと等により、訴えの利益がなくなったことによるものです。また、移送は管轄外のため、他の厚生局へ送付したものです。

(4) 審査請求の制度別内訳

北海道厚生局における令和6年度に決定した 167 件の制度別・種類別の内訳は以下のとおりです。

(単位：件)



167 件のうち、厚生年金と国民年金の障害給付の合計が 141 件で、全体の約 84.4%を占めています。

障害給付の合計 141 件の内訳は、下記のとおりです。

障害給付（厚生年金）69 件

内訳：却下 1 件、容認 0 件、棄却 68 件

障害給付（国民年金）72 件

内訳：却下 2 件、容認 1 件、棄却 69 件

全体件数の詳細は以下のとおりです。

健康保険 11 件（療養費 6 件、傷病手当金 5 件）

厚生年金 76 件（資格・標準報酬 2 件、老齢給付 4 件、障害給付 69 件、遺族給付 1 件）

国民年金 80 件（保険料 8 件、障害給付 72 件）